

視 座

学 校 保 健

宮城県医師会理事

佐 藤 良 樹

学校保健は母子保健，乳幼児保健から職域保健，老人保健までの間の生涯保健の中で，幼稚園から小学・中学・高校と高等専門学校の児童生徒・学生までの十数年間に及ぶ期間で，生涯の心身両面の健康づくりにおいて重要な時期とされています。学校保健は「児童生徒のこころと体を育み，生きる力を培う」という健康教育の目的のもとに，子供たちが生涯を通じて健康で安全な生活を身に付けるため，学校における主に児童生徒の健康に関する教育や管理を行う活動です。

しかしながら，学校医の職務の範囲は健康診断に従事する他に，学校保健計画立案の指導・助言，健康相談，保健指導など，その他必要に応じた保健管理に関する指導と，非常に広い職務規定があり多岐に及んでいます。また，学校医の地位は地方自治法で地方自治体の非常勤特別職と位置付けられています。それらを踏まえて，郡市医師会と学校の設置者である教育委員会が学校医の派遣に関する契約を行います。それに基づき郡市医師会が医師会員の中から学校医を選任し学校に派遣するケースが一般的です。このように地位が定められ，条例で報酬が地方交付税交付金により措置され，その職務が規定されている学校医ではありますが市町村によっては学校医を引き受ける医師が少なく，学校医不足を招いている地域が全国に数多く存在していると聞いております。大都市圏も含め多くの地域では学校医不足が常態化し，健康診断の実施さえも困難な地域もあるとのことでした。

多くの学校医は複数の学校を受け持ち，新学期の学校行事の合間を縫って，6月までの間に多くの児童生徒等の健康診断を行わなければならない，自ずと健診の精度を保つことが難しくなることがうかがわれます。小生の専門である耳鼻咽喉科領域においては「高い専門性を有するため，その専門にたけた医師が健診を行うことが適当である。他方，医師不足等の問題も深刻であるため学校所在地の医師だけでは対応が困難な地域もある。今後は地域内にとどまらず，地域を超えての連携も重要な課題である」との日本耳鼻咽喉科学会（日耳鼻）の見解があります。また，文部科学省は平成28年3月に各都道府県教育委員会等に対して学校医の配置について「地域に医師がいないなど，個人への委嘱を通じて学校医を置くことが難しい場合は，学校医の代替えとして医療機関への委託を通じて医師の派遣を受け，学校医

と同様の職務を行わせることが可能である」との事務通達が行われました。いかなる場合も郡市医師会と連携し、児童生徒等の保健管理が滞りなく行えるよう対応するとの指導がありました。この通達により以前は公的病院からの学校医の派遣が困難であった地域も公的病院からの協力が得やすくなり、耳鼻科医や眼科医等の学校医不足も解消されるものと期待されるところであります。

学校における健診時の課題として、女子児童生徒の脱衣場の問題などの環境整備や健診の際のプライバシー保護の配慮など、そのほかにまだまだ解決しなければならないことが多くあります。また、平成28年度からは学校保健安全法の一部改正により四肢の状態及び発育について運動器の健診や全学年にわたる保健調査の実施、必要に応じた色覚の検査、耳鼻科領域では全学年での聴力検査など健診前に行う課題が多くあります。健康診断は限られた時間の中で行うため、より充実した健診にするためには事前の調査票等の充実が必要であります。これらのことについては家庭の協力を得て、学校側の学校長、保健主事、担任教諭、養護教諭が連携して取り組むことが求められます。

文部科学省は「学校医は健診にとどまらず、今まで以上に健康教育に力を注ぐべき」との方向性を示しております。そのことにより日耳鼻学校保健委員会は平成28年度にアンケート調査を行い、全国代表者会議において『健診以外の学校保健活動 健康教育を中心に』としたテーマについての協議が行われました。その会議の中でアンケート調査の結果が報告されております。約8割の医師が健診のみではなく、今後は健康教育にも力を入れるべきと考えていることが分かりました。しかし、現状では実際に健康教育を行っている医師は約3割にとどまっております。その理由としては「①健診で手が回らない、②学校からの要請がない、③その際の資料や、スライドの準備が大変である」などの意見があり、約7割の医師は健康教育などの実施は厳しいという意見でした。しかしながら、その中には学校側や保護者側より要請があれば健康相談や保健指導、保健学習を行ってもよいとの意見も多くありました。健康教育を行っている医師の中には地域の学校保健会や郡市医師会の学校保健委員会として活躍し、教職員や児童生徒、父兄の方々に講話を行っている実例もありました。ある日耳鼻地方部会では授業用スライドのCDを作製し、地域の学校に出向き健康講話を行っている活動などが報告されました。今後の課題としては健康教育を進めるにあたり、児童生徒の各年代に合った講話の指導要領や教材の作成を標準化して健康教育を行わなければならないことだと思います。

以前より、生涯保健事業の重要性が指摘されております。生涯保健事業の課題としては一次予防としての生活習慣改善対策があり、二次予防としての健康診断が重要な意義を持ち、学校保健、職域保健、老人保健事業に基づく健康診断があります。さらには、疾病の悪化・再発予防、機能回復を図る三次予防があります。この二次予防としての学校保健を生涯保健事業の一貫として、家庭、学校、地域医療全体として取り組んでいくことが大切なことであり、学校医が健診以外に健康教育などにも積極的に参加することが望まれます。

